

保 護 者 様

令和4年9月13日

足立区教育委員会

教育長 大山 日出夫

新型コロナウイルス陽性者の療養期間変更に伴うお知らせ

日頃より足立区教育委員会並びに学校の教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、陽性者の療養期間について、以下のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。区では、今後とも児童生徒の安心安全の確保に力を尽くしてまいります。

記

1 陽性者の療養期間（10日から7日へ）の変更 ※ 令和4年9月7日から適用

(1) 症状がある場合（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く）

- 自宅療養や宿泊療養している者（入院以外の者）

症状（発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等）が出た日の翌日から7日間経過し、かつ、症状がなくなってから24時間経過で療養終了。 7日目で症状がなくなっていない場合は、症状がとなってから24時間経過したら療養終了。

- 入院している者

従前どおり発症日の翌日から10日間が経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から外出可能。10日目で症状が軽快していない場合は、その後症状が軽快後、72時間経過した場合に療養終了。

(2) 無症状者の場合

- 検体を採取した翌日から7日間を経過すると療養終了。

- 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目から外出可能。

また、6日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には7日目から外出可能。

※ 5日目（6日目）の検査キット陰性が確認でき6日目（7日目）から登校する場合には、必ず登校する前に学校にご連絡をお願いします。学校の感染状況によっては、登校を控えていただくようお願いする場合もありますのでご了承ください。また、登校する際には、以下のご協力をお願いします。

- ① 抗原定性検査キット陰性の写真（5日目または6日目）の提示
- ② 抗原定性検査キットのメーカー名の確認

(3) お願い

療養解除後も、有症状者については症状が出てから10日間が経過するまで、無症状者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などによる健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用する等感染予防行動の徹底が求められます。

そのため、学校内においても、この期間が経過するまでは健康状態の確認、手洗い、マスク着用等感染予防行動を徹底いただき、授業や部活動においても感染リスクの高い活動は控えていただくななどご協力をお願いいたします。

※ 身体的・心理的な理由によりマスク着用が難しい場合は、通学先の学校へご相談ください。

【問い合わせ】 学務課 学校保健係
 舎人小学校

電話 03-3880-5971
 電話 03-3899-1146